明 電 舎 健 康 保 険 組 合　被 扶 養 者 認 定 基 準

１．被扶養者とは
主として被保険者の収入により生活し、次の２.～４.の全ての条件を満たすものをいいます。

２．被扶養者の範囲

三親等図解

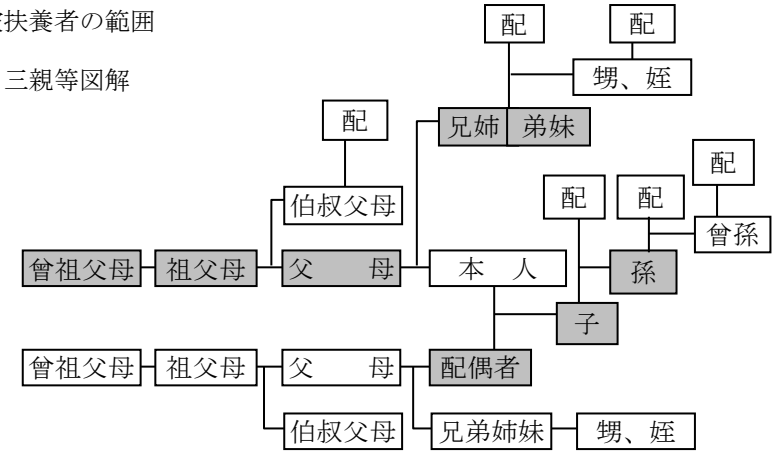

の親族は、別世帯でも被扶養者になる資格があります。

の親族は、同一世帯の場合に限ります。

(1) 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係含む）、子、孫、兄弟および姉妹
(2) 上記(1)以外の被保険者の３親等内の親族
(3) 内縁関係にある配偶者の父母および子
※(2)と(3)の場合は同一世帯であることが条件。健康保険法による同一世帯とは「被保険者と住居および家計を共同にすること」

３．被扶養者の収入
(1) 収入限度額基準

① 同一世帯の場合
認定対象者※2の年間収入が130万円未満※1かつ被保険者の年間収入の２分の１未満

② 別世帯の場合
認定対象者※2の年間収入が130万円未満※1かつ被保険者の仕送り額未満

※1　60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する障害者の方は、
180万円未満となります。

※2　**認定対象者が夫婦（父母など）の場合**、収入を合算して判断しますので（夫婦一体）、収入限度額基準は下記のとおりとなります。
なお、認定対象者が一人の場合でも（例：母のみ申請）、二人分の収入を確認させていただきます。

年齢	夫婦二人の年収合計	被扶養者資格について
二人とも60歳未満	130万円未満	二人とも被扶養者の範囲内
	130万円以上195万円未満	収入の少ない方のみ被扶養者の範囲内
	195万円以上	認定不可
どちらか一方が60歳以上	155万円未満	二人とも被扶養者の範囲内
	155万円以上232.5万円未満	収入の少ない方のみ被扶養者の範囲内
	232.5万円以上	認定不可
二人とも60歳以上	180万円未満	二人とも被扶養者の範囲内
	180万円以上270万円未満	収入の少ない方のみ被扶養者の範囲内
	270万円以上	認定不可

(2) 収入とみなすもの
① 勤労収入（交通費、賞与含む）
② 公的年金（厚生、国民、共済、農業者、企業、遺族、障害、恩給などすべて）
③ 雇用保険　④ 傷病手当金
⑤ 自家営業収入　⑥ 農業収入
⑦ 不動産収入　⑧ その他（配当、利息など）

４．被保険者と別世帯の場合
(1) 仕送り基準額
認定対象者の年間収入以上又は10万円程度/月（年間120万円程度）のいずれか高い方の額。
＊認定対象者が二人の場合：15万円程度/月
(2) 仕送り方法
①**毎月**の継続的な仕送りが必要。　※毎月以外の送金は、仕送りとして認めていません。
②**被保険者**から**被扶養者**に送金している事実が確認できる**公的な書類**が必要。（手渡し不可）

５．提出期日
被扶養者に異動があった場合、5日以内に届出をすることが法律（健康保険法施行規則第38条）で定められています。
ただし、明電健保では**出生の場合**は1ヶ月以内に届出をした場合に限り、出生日に遡って認定。
※それ以降に届出をした場合は健保受付日が認定日となります。
出生以外の場合は健保受付日より2週間まで遡って認定することが可能です。
これらの期間内に届出が困難な場合は(例：提出書類が揃わない）、事業所の健保担当者に事前にご相談ください。

注1. 上記の基準の範囲内であっても公正かつ厳正に審査した結果、被保険者の扶養能力がないと判断した場合は、被扶養者として認定できない場合もあります。
注2. 事実と相違する申告や届出を怠った場合は、給付金の返還などの罰則を受けることがあります。

H2810改訂